

今月の言葉

昨日から学び、今日を生き、明日へ期待しよう 総務部

社会保険について vol. 2

今回は社会保険の給付について説明します。入院して医療費が高額になる場合や、ケガや病気で会社を長く休んだ場合には、申請することで給付を受けることができます。

①医療保険

診察・治療に関して窓口負担は原則 3 割負担になります。(70 歳以上 75 歳未満の方は所得や生まれた年により 1～3 割負担：義務教育就学前は 2 割負担になります)

②限度額適用認定証

70 歳以下の保険加入者が入院等で前もって治療費が高額になると分かっている場合、限度額適用認定証を申請することができます。この証書は保険加入者が入院する前に会計で提出して頂く必要があります。有効期限は最長で 1 年です。この証書は帝王切開の場合にも使用できます。

必要であれば担当までお問い合わせください

③埋葬料

被保険者または被扶養者が死亡した場合、埋葬料として 5 万円支給されます。

勤務先の許可が必要になります。必要であれば担当までお問い合わせください

④傷病手当金

業務外の事由で病気やけがによる休業の場合、仕事を休んだ日から連続して 3 日間（待期）の後、4 日目以降の仕事を就けなかった日に対して日額の 3 分の 2 が支給されます。業務上の病気やけがだった場合この手当を申請することができません。

勤務先の許可が必要になります。必要であれば担当までお問い合わせください

⑤出産手当金

出産手当金は妊婦自身が被保険者であり、会社に籍があることが条件になります。妊婦は日額の 3 分の 2 を 98 日分受け取れます。(産前 42 日と産後 56 日間)

勤務先の許可が必要になります。必要であれば担当までお問い合わせください

④と⑤の手当に関しては社会保険独自の手当になります。(国民健康保険に加入している人はもらうことができません。)



熱中症に注意しましょう！！

毎日、暑い日々が続きます。この時期になるとニュースになるのが「熱中症」です。熱中症はその症状が、自分では気づきにくいのが特徴です。そのため命を落とすこともある恐ろしい病気です。熱中症にならないために、下記に注意して過ごしましょう。

①**体調を整える** 睡眠不足やカゼぎみなど、体調の悪いときは暑い日中の外出や運動は控えましょう。

②**服装に注意** 通気性の良い服を着て、外出時にはきちんと帽子をかぶろう。

③**こまめに水分補給** 『のどが渇いた』と感じたときには、既にかかなりの水分不足になっています。定期的に水分を補給しましょう。また、汗と一緒に塩分も失われるので、塩分もしくはスポーツドリンクを飲むのがおすすめです。

④**年齢も考慮して** 体内の機能が発育途中の子供や、体力が衰えはじめた高齢者は熱中症になりやすいものです。年齢を考慮して予防を心がけましょう。

もし、熱中症になってしまったら・・・

- ・涼しい日陰やクーラーの効いた室内などに移動する
- ・衣類をゆるめて休む ・体を冷やす
- ・水分を補給する (塩分補給のため、スポーツドリンクが有効です)



「浜名湖グリーン作戦」

2016 年 6 月 5 日(日)「浜名湖グリーン作戦」に参加しました。遠くから見るとゴミが無いように見えますが、湖岸の茂みに一歩踏み入れると、ペットボトル、缶、ビン、ビニール袋、タバコの吸い殻など様々なゴミが散乱していました。こうした活動に参加し、皆さんの役に立てた事に感謝しています。これからもこうした活動に積極的に参加していきたいです。

